

近世後期における公家の在地支配

— 天保期、今出川領下鳥羽村不勘定一件を中心に —

キーワード…天保期、公家領、今出川家、下鳥羽村、不勘定一件、公家家法

田中 暁龍¹

はじめに

近世公家の家臣統制や家政に関しては、いくつかの先業⁽¹⁾に加えて、拙稿⁽²⁾においても検討し、少しずつその実態が明らかになってきている。

しかし、公家とその領地をいかに支配していたか、または公家家臣が郡代・代官として在地支配をいかに進めていたかについては未だ十分には解明されていない。

近世の公家領については、山城及び山城近国へ集中しており、ほとんどが相給となって散在していた特色が指摘されている⁽³⁾。井ヶ田良治氏は、一五領主の存在した今里村を分析し、村役人の非法の取締りを公家領主ではなく京都町奉行に訴え出した事例等に着眼し、非領国地帯の独自性を主張する一方、村役

人と共謀し非法に及ぶ諸大夫がいて、公家の紛争処理能力を欠いていた点を強調している⁽⁴⁾。また、神崎彰利氏は、中久世村の久世家領（高二〇〇石）を分析し、享保期の村役人による不正賦課に対する争論が京都町奉行に至ったが、久世家司の手によって終結した点を明かにしている⁽⁵⁾。右を踏まえ、水本邦彦氏は京都町奉行による広域行政下、公家・寺社らが村内の土地を分有したことを述べる一方⁽⁶⁾、田中淳一郎氏は地下官人が相給方の公家領にまで強い影響力を及ぼしていたことを論じている⁽⁷⁾。

近年では、平塚理子・尾脇秀和氏により、門跡・公家領における領主と村役人層・豪農との関係、村運営の実態が明らかにされている⁽⁸⁾。山田淳平氏は、それらを踏まえ、京郊地域の相給支配の実態解明を通して、近世寺社領・公家領の性格に言

TANAKA Toshitsugu Local Control by the Court Noble in the Late Tokugawa Period: With a Focus on the Accounting Fraud of Shimotoba Village Controlled by Inadegawa

¹桜美林大学リベラルアーツ学群教授

in the Tempo Period

及し、特に京都西郊地域における寺院領主の強い影響力を指摘している(9)。いずれにせよ、公家領における在地支配の実情をなお明かにする必要がある。

法制史の平松義郎氏は、一家領限りの事件については旗本と同様に裁判権を与えられていたが、実際は上方八か国の支配をおこなう京都・大坂町奉行が刑政に当たることが多かったのではないかと推測している(10)。小島信泰氏は、支配違いの出入や、一家領限りの事件であっても評定所の差図を受けて町奉行や寺社奉行ら武家側が裁判権を掌握していることを明らかにしており、そこでは、朝廷や諸公家それぞれの内部の裁判制度の実態を説明する必要があることが指摘されている(11)。

本稿では、これらを踏まえ、近世後期、特に天保期の今出川家の所領、下鳥羽村における不勘定一件を通して、公家の在地支配とその領主認識の一端を主に公家史料から分析する。特に断らない限り、引用史料は専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」の「日次記」(12)である(以下、史料の整理番号をカッコ内に記す)。

一 天保期、下鳥羽村不勘定一件

清華家の今出川家は、家系が閑院家(西園寺流)で、その所領は下の表1の通りである。寛文五年(一六六五)に一六五五石余の家領が充行われ、摂家に次ぐ家格の清華家の中で最も高い石高を領した公家である。

表1を見ればわかるように、本稿で着目する下鳥羽村は、明治元年の総石高に対して約半分を占めており、今出川家にとつ

て家領の本貫ともいえる所領であったことがわかる(下鳥羽村は、京都代官支配の二石五斗六升八合との相給であった(13)。ちなみに近世

中期の石高を拾い出してみると、享保一四年(一七一九)の下鳥羽村における石高は、六九〇石四斗六升七合である(14)。

下鳥羽村は、車借の大沢氏と問丸の小笹氏らを中心に、淀川からの物資輸送の拠点として、二条城米や禁裏御料年貢米の廻米等を担う運送業の村となっており(15)、両者、特に大沢氏は、庄屋・年寄・惣代ら村役人とも

表1 今出川家家領の変遷

(単位:石)

		『寛文朱印留』				『旧高旧領取調帳』
		元和3年	寛永10年	正保2年	寛文5年	明治元年
山城国紀伊郡下鳥羽村	京都市伏見区	647.5	647.5	647.5	647.5	785.4711
山城国紀伊郡吉祥院村	京都市南区	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
山城国乙訓郡井内村	長岡京市	105	105	105	105	111.855
山城国乙訓郡下植野村	大山崎町	273	273	273	273	277.35
山城国乙訓郡大藪村	京都市南区	27	27	27	27	27
河内国茨田郡門真庄一番村	大阪府茨田郡門真市			300	300	0
近江国蒲生郡長田村	滋賀県		300	300	300	300
計		1055.8	1355.8	1655.8	1655.8	1504.9761

* 国立史料館編『寛文朱印留』(東京大学出版会、1980年)、(『旧高旧領取調帳 近畿編』近藤出版社、1975年)。

に、村政にかかわっていた⁽¹⁶⁾。

下鳥羽村については、今後、村況をうかがい知る基本的な史料を十分に検討する必要があるが、近世中期頃と思われる下鳥羽村は、寺が一〇か寺（一か寺は除寺）、小社が二か所、家数二二三軒、男五八八人、女五二七人、計一一一五人、牛四八疋、という状況であった⁽¹⁷⁾。そして明治初期の場合、田八二町二反二畝二〇歩、畑九町八反二畝二三歩五厘、新田三町七反二畝一五歩、新畑一五町六反七畝二七歩、大縄田一町一反五畝一四歩五厘、大縄畑八畝五歩、計一一二町六反九畝一五歩であり、本籍二二二戸（士族五戸、平民二一七戸）、男六〇一人、女五七六人、計一〇七七人となっている⁽¹⁸⁾。

下鳥羽村で不勘定一件が起きた天保期、今出川家当主は若き公久であった⁽¹⁹⁾。公久は、父尚季が文化七年（一八一〇）に二九歳で亡くなって跡を嗣いだが、自らも天保七年（一八六三）には三一歳の若さで急逝する。

まずは「日次記」天保四年六月二三日条（整理番号一一九八）より、次の史料1を引用する。

【史料1】

一 下鳥羽村 問屋又之進へ

被 仰渡、左之通、

従来侍分定年番於村方ニハ被重役ニ

仰付、御役料米被下置有之候ニ付、御用向万事不相滞様

重も立可相勤候処、無其義近年御用向龜末ニ相心得、都

而被仰付候義等閑ニ致置、其上此度御用銀調印之義ニ付、

厚御利解被仰渡候得共、其役乍相勤右御利解茂不相弁、

押^而御断申上候条、外村役少々調印^ニも相審、御用向御差支^ニ相成、剩対

御地頭甚過言不敬之義申上候段、不埒之至^ニ候、依之厳重可被仰付候得共、寛免之以御沙法侍分定年番被召上、隠居被仰付候、尤參

殿并御家中一統出入往反堅^ク御差留被

仰付候義、文政六年五月廿八日被

仰渡候処、当年

故内府様御三十三回御忌御相当^ニ付、以

思召以前被 召上侍分并^ニ參殿、御家中一統出入往反之

義被同免候^ニ付、大和介・隼人等今申渡候事、

尤本人病氣^ニ付、倅當時又左衛門出候、

史料1によれば、下鳥羽村大沢又之進が、侍分定年番の重役を担い、役料米が支給されてきたが、近年は御用を果たさず、地頭（今出川公久）の仰せを等閑にして御用銀を断る、地頭へ過言に及ぶなど不埒であったことから、文政六年（一八二三）、（一等宥免のうえ）侍分定年番を召し上げられ、隠居を仰せ付けられたこと、天保四年六月に後一林院殿（今出川実種）三三回忌を迎えたことにより、侍分や家中との往反を許されたことがわかる（又之進は当時、病気により出頭できず、倅又左衛門に伝えられた）。

ちなみに七月三〇日（整理番号一一九九）、倅の大沢又左衛門に対しては、「先年不調法之義^ニ付、苗字帯刀侍分御取上之処、当年御年回^ニ付、格別之以思召被為免候^ニ付、右御礼申上候、尤早速參殿可仕筈之処、所勞延引之段、御断申上候、右

「付御肴料金百疋献上、」というところで、又左衛門も不調法により侍分を失っていて、赦免されたのである。

次に、天保四年一月二五日条(整理番号二二〇〇)より、史料2を引用する。

【史料2】

一 今度於大坂表新銀主有之旨^二、

御殿御為方之儀申出御勝手方御仕法等仕度、且御借財高明細書御下^ケ之儀相願度段、青士方井手官司^ヘ向、先頃^シ願出段^ニ聞札候所、相互^ニ一命^ヲ懸^ケ約諾仕候事故、於御聞届者、急度御為方之儀取扱可仕段^ニ相願、依之何^レ兼^テ御改革^ニも可相成折柄故、御許容相成候、然^ル処下鳥羽村庄屋忠次郎勘定合一件、先達^ニ百姓共御取調之儀、前^ニ願出有之候処、兎角等閑相成、今度新銀主一件内^ニ承^リ、旁今度御取調之儀、貫司^ヘ向百姓共^シ取次之儀申出、則御聞届相成、依之郷中村役一同先頃^シ出京仕居候^ニ付、早速召寄候処、追^テ引取之旨^ニ、下鳥羽村年寄吉兵衛・大藪村庄屋安兵衛・井内村庄屋五郎兵衛代人、右三人罷出、下鳥羽村願人先庄屋甚兵衛其外百姓四人罷出、且役方夫^ニ列座^ニ、村役百姓対決申付候処、先庄屋忠次郎不勘定追^テ相分^リ、年寄吉兵衛儀甚不埒之申条有之、大藪村安兵衛儀、吉兵衛^ニ荷擔之申条、依之吉兵衛儀并安兵衛・五郎兵衛代人下鳥羽村^ヘ御預^ケ相成候事、

右郷中一同召寄候訳者、先年甚兵衛・忠次郎^江諸事相渡候節、御殿御借財并村借財取調候様郷中者共被仰

付、其節為取替一札郷中一同調印仕候事故、夫^レ被取出候事、

一 堀大和介・長谷川隼人

右兩人、役中忠次郎不勘定有之候処等閑致置、且昨冬忠次郎^江勘定相違無之旨役中之計^ニ書下^ケ所遣候段、不行届之至候、依之以御内意退役之儀相伺候様被仰付、

史料2によると、大坂表に新たな銀の借主ができたので、今出川家の勝手向の仕法につき、借財高の明細書を下賜されるように願ひ出て、その取扱を許されたが、下鳥羽村庄屋忠次郎が勘定合をおこない、百姓等が取調を行う願ひが出されたものの、等閑に付されていて、今回、村役人一同が出京してきたので呼び出し、下鳥羽村年寄吉兵衛・大藪村庄屋安兵衛・井内村庄屋五郎兵衛代人、そのほか百姓数人が出頭し、互いに論じ合い審判した結果、庄屋忠次郎の不勘定が明らかとなり、あわせて年寄吉兵衛の不埒な言ひ分があり、大藪村安兵衛がこれに荷担する言ひ分をおこない、このため吉兵衛と安兵衛、五郎兵衛代人を下鳥羽村へ御預けとしたことがわかる。

事はそのままでは済まされず、同年一月二六日(整理番号二二〇〇)には、今出川家司波多野正親を使いとして、同家司の堀大和介に対して、「下鳥羽村一条甚不行届^ニ付、退役相伺、則御代官・元方両役共被 聞召、今日^シ差扣被 仰付、且直様役中諸帳面書付類受取帰候、」と申し渡され、同じく長谷川隼人には、「右同断不行届^ニ付、退役相伺、則郷方役儀伺之通被 聞召、今日^シ差扣被 仰付候事、」と申し渡された。

他方、井手官司には「右一件^二付、下鳥羽村へ出役等も可被仰付^二付、旁以思召御近習席被 仰付、改名治部卜被仰出候也、」とし、石田豊後守・植田長門守・本多主殿・長野織部・井手治部らには「下鳥羽村一件御取調掛り被 仰付、段々御辞退申上候得共、押^而被仰付候故、何れ^茂御請申上候事、」本多主殿・長野織部・井手治部の三人には「下鳥羽村へ出役被仰付故、忠次郎^が不勘定一件俵忠藏等呼出、尚又及吟味候処、弥不勘定有^二之^二付、村預^ケ申付罷下出候、」と申し渡された。

このように、不勘定一件は下鳥羽村役人の村預けに止まらず、今出川家司の近習二名の退役・差控という処分が下され、加えて忠次郎俵の忠藏の呼び出しと取調べが掛り役の選任とともに指示されたのである。

さらに、諸大夫の山本伊豆守に対しては、「下鳥羽村勘定一件取調之儀、百姓共^が度々願出候処、重^キ御役儀乍相勸等閑致置、且勘定不相分之内勘定相違無之旨書下^ケ故、忠次郎へ遣置候段、不行届之至^二候、依之以御内命両役退役之義相伺候様被 仰付、甚以奉恐入則退役之儀相伺候事、」と申し渡され、百姓らから糾明の願いが出されていたにもかかわらず等閑にし、勘定に問題があることを認知しながら相違無い旨を下げ渡しており、勘定奉行と郡代両役の退役願いを出させることとなった。その後、翌天保五年正月一四日（整理番号一二〇一）には、家司の伊藤勇藏には「伊豆守方へ内々出入致、且一々中之者共 彼是^与相騒^シ、其上奥向江不儀申立候段、言々同断之至^二候、依之御門止御一到・御親族・御家中一族、御領所出入徘徊被相止候旨被仰渡候也、右之趣御役所雅楽^{（植西）}被申渡候事、」と申し

渡され、かつ伊豆守へも、「御借財一件^二付、不行届取計之段 甚不埒之至思召候、依之今日差扣被 仰付候段、以御使被仰渡、右厳命趣奉畏候也、」と申し渡された。

同年四月五日（整理番号一二〇二）には、下鳥羽村庄屋の奥田太伸へ「旧冬^が庄屋代役被仰下有之度、庄屋本役被仰付奉畏御請申上候事、」大沢又左衛門へ「右之者、庄屋役被仰付畏御請申上候、」と申し渡された。

さらに山本伊豆守に対しては「旧冬^が不行届之筋^二付、差扣被仰付有之処、彼是風聞御聞達思召被為在候^二付、以来御家中一統并郷中一統伊豆守宅^江出入徘徊被相止候旨被 仰出候、右之趣夫々相心得居候様及通達候也、」と申し渡され、大藪村庄屋安兵衛には「旧冬以来重々不届筋有之、仍^而厳敷御呵之上、庄屋退役被仰付候也、」と申し渡されたのである。

その後、下鳥羽村の間屋忠藏の取調べがおこなわれ、同年四月二〇日（整理番号一二〇二）、次のように、地頭を蔑ろにした罪など十数ヶ条が挙げられ、処罰が下されている。

それは、①父忠次郎の在役中には、調達銀や村借財につき不勘定があり、村方百姓一統連印の勘定帳をもとに確認されたこと、②前年冬からお咎めを受けたにもかかわらず年明けの年始廻りをおこなっていたこと、③勘定帳を根拠にした申渡しにもかかわらず、聞き入れずに不行届であること、④不勘定がなかったと答え、立替済だと言って不束であること、⑤本人と母を今出川方へ留め置いた後、年明けに本人は村方預け、母は親類預けとなり、親類の者が接近できないなどと申し立てて不束であること、⑥今出川方に留め置かれて家業に支障をきたし、

親類に御願いの差図をするなど、地頭を蔑ろにして不埒であること、⑦虚言や誹謗をするほか、地頭への申し立てが不埒であること、⑧父の不勘定銀の支払いが不孝に当たると申し立て、取調の際も自分勝手に申立て地頭を軽んじ不埒であること、⑨不勘定銀高を仰せ渡された際に、その都度数拾貫目の相違があり、三月一七日に勘定帳をもって仰せ渡されたにもかかわらず、虚を言って領主を誹謗するなど言語道断であること、⑩別紙簡条を以て仰せ渡されたように心得違があり、所持の屋敷や土蔵八ヶ所ほか田畑などを残らず召上とすること、⑪格別の憐愍で掛屋敷に住むように仰せ渡され、土蔵や納屋共そのままとして問屋商売は許すこと、⑫屋敷・田畑を取上とするも、高二石の所持を許すこと、⑬家財は残らず召上とし、所持は勝手次第とすること、などが挙げられ、三日以内に掛屋敷に引き移り届け出るように伝えられた。

同年四月二四日(整理番号二二〇二)、家司の伊藤利介・木村重介二人と下部二人を派遣して見分させたところ、忠蔵が引き移っていなかったため、翌二五日、忠蔵に「重々不届之至^三付、戸メ可被仰付旨御治定^二付、則戸メ被計可仕旨及返答候、尚又代番式人下部式人差下候、都合脇兵八人也、尤御用米蔵鍵取上封印に付、其余売荷蔵者不残封印付置候、并掛屋敷之方は又封印^二付置罷帰候事、」と申し渡し、加えて武家伝奏甘露寺国長に対して、次の史料3のように顛末が伝えられた。

【史料3】

覚

今出川殿領分城州紀伊郡下鳥羽村問屋忠次郎^与申者、不

届之義御座候^二付、今日戸メ被申付候、尤御用米之義者、無滞様村役共大切可被扱旨被申付置候間、御用之節者、村役共^江被仰付御座候儀被致置候、仍^而御届被申入候、此度武辺^江宜御通達被頼存候、以上、

四月廿五日

今出川殿家 石田豊後守印

甘露寺^(国長)一位様御内 藤木玄蕃殿・稲波主膳殿

徳大寺^(実堅)言様御内 淡川伊勢守殿・滋賀右馬大允殿

一向に反省を示さない忠蔵に対して、ついに門戸を貫でもって釘メにするという「戸メ」という強い処罰を課したことは、領主の今出川公久は公儀の承認を得る意図があったのであろうか、右の史料3のように、武家伝奏を通じて幕府へ届け出た。ただし残念ではあるが、甘露寺国長・徳大寺実堅の日記²⁰⁾には、その記載が残されていない。

その後、同年四月二一日(整理番号二二〇二)、中村右兵衛(温知)を遣わし、諸大夫の山本右京亮(親道)には「不勘定吟味之義不行届有之、就中其儀不及披露事明白之旨書物等遣之、此度令吟味之処、全忠次郎不勘定相違無之、政事猥取計不埒之至候、依之急度咎可申付之処、格別以憐愍閉門申付候事、」侍の堀大和介(清信)・長谷川隼人(雪顕)には「取計方不行届有之及尋問之処、右京亮任差図之旨書下物、兩人連銘之儀乍在、其役子細^茂得与不相心得、^テ様之取計不都合之至^三候、依之急度可申付之処、格別之以憐愍閉門申付候事、」とそれぞれ申し渡され、今後、諸大夫以下一統に、御用向を伺うにあたっては、対面願いを出して許可を得た上で参上することとした。

侍の山本采女(明命)に対しては「近年心得方不宜候^二付、彼事風評も有之候義者、全不慎故之義^二付、自今急度相慎可申候、尤御錠口相限、奥向^江参上被相停候段被仰渡候事、」、家司の波多野正親には「先年^ノ御錠口相限、奥向^江参上被相停有之候得共、年数相立候義^二付、此義被免候間、一統同様可相心得被 仰渡候事、」とそれぞれ申し渡され、奥向への参上停止措置を解除することとした。

そして同五年六月二日(整理番号一〇二二)には、村上刑部に対して「此度御取締御役被仰付候^二付、被召于御前御直命を以被 仰渡^{出羽介}候于御前候事、」とし、本多主殿・長野織部らには「御直命を以元方御役被仰付候処、兩人共冥加至極難有、乍去重御役儀速御請申上候義も、卒爾之義奉恐入候^二付、御請之義暫御猶予奉願上候^二付、此旨言上候処、先御聞濟之事、」と仰せ渡されたのである。

しかし、事件はここでは決着せず新たな展開を迎え、同年一月二二日条(整理番号一〇四)より、史料4を引用する。

【史料4】

一下鳥羽村先庄屋故忠次郎不勘定一件、旧冬^ノ御取調^ニ相成、其後双方町奉行所へ罷出、嚴敷利解有之候処甚相恐、内済之儀段々相願無余儀御聞届被成候得共、於御殿者一円御趣意不相立候付、双方共不埒之条夫々御咎メ可被仰付之処、其後致前非後悔、本圀寺^江向段々歎出、双方共村方一統自今和熟仕度、且為扱忠藏方^ノ金子百両差出候旨^ニ而、段々貫首^ノ御託被申上、且者当年故御所御年回相当候^ニ付、格別之御憐愍を以御聞届^ニ相

成、今日夫々被 召出被 仰渡箇条書如左、

史料4によれば、不勘定一件は、忠藏と村方百姓双方が京都町奉行に出頭して内済を願って聞き届けになるといふ展開になった。しかし、それでは今出川家としての一円支配に反することとなり、両者とも不埒のお咎めを受けることになる。後悔し、本圀寺へ嘆願して住職の仲介による村方一統で和談をし、忠藏から金百両を差し出すことや、住職からの詫言が出されたり、年忌の年に当たることから、次のような箇条書が仰せ出された。

それは、①問屋忠藏に対して、忠次郎不勘定一件が無かったものと強情に申し出、自分が若輩で、大金の捻出が難しいと嘆き、今出川家への課役を果たさず虚言・誹謗を申し立て、村預けとなった際も他行して正月の回礼をおこなうなど不埒で、箇条書をもって仰せ付けたが、幕府へ出訴して今出川家の意向に反し、嚴重に仰せ付けられたところ、嘆願に至り「急度御叱」を仰せ渡すこと、②甚兵衛他四人に対して、若年の忠藏に不確かなことを取り混ぜ再吟味の願い立てとなったことは不埒で、出役が忠藏の処分の確認に村へ出向いた際に一切聞き入れず、村方が自分一人に責任を押しつけていると忠藏が強情を言い張り、幕府に出訴した際に問題とせず内済を願い、地頭である今出川家の意向を捨て幕府を恐れるのは不埒で「急度御叱」を仰せ渡すこと、③問屋忠藏・母たかに対して、箇条書を仰せ渡したように「嚴重」に仰せ付けたところ、本圀寺へ嘆願し貫首より再三御詫びがなされ、かつ御所御年忌に当たることから宥免とされ、重々不埒で「急度御叱」を仰せ渡されたこと、④甚兵

衛他四人を宥免とするが、不届で「急度御叱」を仰せ渡されること、⑤庄屋又左衛門・同多仲・年寄井右衛門・同字次郎・村惣代清兵衛に対して、忠蔵の出訴が今出川家の不都合になることを顧みず、内済を願ひ、幕府のみ恐れ、勝手な行動で不行届だとして「御叱り」を仰せ付けられること、⑥年寄井右衛門・同字治郎に対して、甚だ不都合の至りとして退役を仰せ付けたが、御年忌のためそのまま差し置くこととし、「急度御叱」を仰せ渡されること、⑦百姓治郎兵衛に対して、旧冬より年寄代役を仰せ付けたが、今より免ぜられること、などが記されていた。

先の仰せに続いて、代官列座のうえ小頭が村方一統に申し渡し、請書に調印させた史料5を次に引用する。

【史料5】

被 仰渡候事、

一御領分一統万端相互^二和合可為静謐、若不得心事訴訟之義有之候共、以実意可願出、猥^二我意申立候義堅有間敷候事、

一諸事可願出儀、其役^々可相願勿論之義^二候、若其儀不取上候共、必心得違^二付、外役^江願出候義無之、幾度^も其筋^江可願出候事、

一其役^々難願出実々難洪之義有之候^ハ、御家中諸大夫、或ハ可然老輩之方へ可申出、但、無為指事被申出候^ハ、嚴重可申付候事、

一当御殿御政事筋外御殿^江願出候義、不拘其理非筋違之義^二候間、自今可為停止候事、

右之条々被 仰渡候、小前一統^江も不洩様急度可申渡者也、

十一月

右之通、村方一同^江以来心得方之儀小前一統^ハ不洩様申聞候上、御請書調印仕差上候様村役へ申渡候、謹^而奉畏候也、右前条之通、夫々御號代忌年御代官同織部列座^二申渡候也、但し^ケ条書読上^ケ、小頭利介申付候、

史料5によれば、今出川領分においては、訴訟にあたって猥りに我意を申し立てず、「外役(幕府)」に出訴することなく、「其筋(今出川家)」へ願ひ出ること、願ひ出に難洪した際には諸大夫や老輩方へ申し出ることとし、「御殿(今出川家)政事筋外」への願ひ出は理由に拘わらず筋違いであり、禁じることが仰せ渡したことがわかる。

以上のように、下鳥羽村では庄屋忠次郎の不勘定が明らかとなり、あわせて年寄吉兵衛・大藪村安兵衛らにも不埒な言い分があり、村預けとなった。翌五年四月、反省のない忠蔵と父忠次郎に対して「戸メ」という重い処罰が言い渡され、御用米蔵はじめ他の蔵や掛屋敷も残らず封印とし、武家伝奏を通して幕府へ報告をおこなった。一方、今出川家司らの不行届も頭わとなり、諸大夫山本伊豆守には勘定奉行・郡代両役を退役させ、侍堀大和介は代官・元方両役を退役・差控、長谷川隼人は郷方役退役・差控となり、のちにみな閉門となった。その後、忠蔵・村方百姓らが京都町奉行に出訴し、内済となることが予想されたが、今出川家の一円支配に抵触して咎めを受けることから、

本圀寺の住職の仲介で和談が進められるも、地頭の今出川家は、「御殿御政事筋外」への出訴を禁じたのである。

下鳥羽村の場合、相給とはいっても京都代官の所領はほんの僅かで、今出川家領分としての支配が中心となっており、公家領の特色である相給の非領主地帯の事例とはやや異なる。本事例における今出川家領では、当主自ら仕置をおこない、下鳥羽村の村役人を退役させ、自らの家司をも処断した。村役人の重い処罰については、武家伝奏を通じて幕府側に届け出、その後、村方から幕府への出訴がなされ、かつ本圀寺による和談がなされる始末となったが、今出川家としては、村方に釘を刺し、あくまでも地頭今出川の領分として政事筋外に出訴することを禁じることを申し渡した。

ここには、村役人、さらには百姓らが公家領主の今出川家の權威を蔑ろにする姿勢が強まる一方、今出川家としては在地の一円支配をあくまで貫こうとしており、ここに公家領主としての領主認識の一端が垣間見える。

二 寛政期「家法」への追加

不勘定一件は、下鳥羽村の村役人の不正摘発に止まらず、今出川家家臣らの処罰へと繋がった際、当主今出川公久は、事態を憂慮したものと思われ、祖父実種が編纂した寛政期の家法「家内式目」⁽²⁾の見直しをおこない、追加法を発していた。

やや長文ではあるが、「日次記」天保五年九月五日条（整理番号一〇三）より、次の史料6を引用する。

【史料6】

一 今五日御家中一統出勤仕候様被

仰出一同出仕之處、無程被為召 御前、以来心得方之儀

御書付を以被 仰渡相済候後、御役義夫々御直命を以

被 仰付、何れ難有旨謹御請申上候、被仰渡書付如左、

故内府公先年御条目被 仰渡候通、惣無間違可相

心得、但、此度所意相加候条、猶又以書付申渡候

事、

一 不寄何事得与相談之上、其役方并惣奉行、別諸大夫用

人之内老人付添可伺出候事、

一 恒例・臨時共諸事一統相談之上伺定取計可有之、若無其

儀取計候、急度可申付候事、

一 近年申付候儀、兎角等閑相成候間、已後万端早速可取

計、尤吟味差出候様之儀同様可心得事、

一 役付月番相定各可出精候事、

但、毎月六日計定日限集会可有相談事、

一 借用金之節、勘定頭・元方・代官加判可有之事、

但、郷中加判可隨時宜、仮令郷中加判之儀無之共、

一 借財高可申聞候事、

一 諸役月勘定無懈怠、毎月五日迄前月之分勘定頭差

出、其後一統披見之上、十日迄可及披露候事、

但、不審之義有之候、無隔意其役可相尋候、

且勘定延引之時者、其役々勘定頭可加催促候

事、

一 諸役一年勘定、三月朔日迄勘定頭可差出、其上勘定

頭・元方・取締勘定方等立会令勘定、得^与吟味之上、四月一日迄^二可及披露事、

一 一年勘定者、相方^{江茂}帳面下遣委敷可申聞、若不審之儀申出候^ハ、幾度も相分候迄^与可申聞候事、尤月勘定者不及其儀、但、随其時宜下置候義不苦候事、

一 諸役領分之者、銀方并出入之物共^江於私宅掛合堅停止之事、尤相成丈者兩人立会可及出会候、且訴訟有之候者、私宅^江来候^ハ、一切不可有面会候事、

一 諸役帳面并日記、日^々無漏脱可記置事、尤^マ日記役^江委敷差図致可記置候事、

但、別段自分帳面致置、役帳・日記等私宅^江持帰候義可為停止、尤役替之節、以目録・日記・帳面嚴重^ニ可相渡候事、

一 郷中村^々入用帳面、三月一日迄^二代官^江取寄可令吟味候事、

但、村役并頭百姓加判可差出様可申付候事、一 郷中^江役人荒事、或役方^ニ不取上実^ニ難渋之義^ニ郷掛^リ之外^江願出候^ハ、相成丈理解申聞不可取上候事、

但、及三度之時、内^々予^江可申出候事、一 訴訟之義有之候者、於私宅面会堅停止候事、

但、若他事入来候共、一切不可面会候事、一 賄賂之品堅不可受納、若雖礼物表置差出候品^々外一切不可受納候事、

右之通、無相違急度可相守者也、

天保五年九月 (花押)

史料6によれば、九月五日に家中一統を集めて「心得方之御書付」を申し渡し、各役儀へそれぞれ直命をもって伝えたことがわかる。その際、「心得方之御書付」は「故内府公(≡今出川実種)」が寛政期に発した「先年御条目(≡家内式目)」を確認し、追加法を書付にして発したのである。

「心得方之御書付」は、寛政期の「家内式目」の「政務之事」に「一毎月六日斗、或少事時三日斗、定日限令集会、諸事可遂相談事、」と規定されていたものが受け継がれている。そして勘定に関しては、「家内式目」の「台所之事」に「一毎月可勘定事、」、「元方之事」に「一定月番毎月勘定不可怠事、」、記録に関しては、「台所之事」に「一諸帳面無漏脱可記付事、」などといった規定があったのに対して、「心得方之御書付」は、「毎月五日迄^二前月之分勘定頭^江差出、其後一統披見之上、十日迄^二可及披露候事、」や「自分帳面致置、役帳・日記等私宅^江持帰候義可為停止、尤役替之節、以目録・日記・帳面嚴重^ニ可相渡候事、」などと記され、勘定や記録にかかわり、より具体的な文言で明示されたことがわかる。

また、訴訟に関しては、「家内式目」の「郡代代官之事」で「一百姓等不経役^々直訴之事、不可取用事、」と記されていたが、「郷中^江役人荒事、或役方^ニ不取上実^ニ難渋之義^ニ郷掛^リ之外^江願出候^ハ、相成丈理解申聞不可取上候事、」や「一訴訟之義有之候者、於私宅面会堅停止候事、」と規定され、出訴、それも支配筋を越える出訴を禁じるなど、村方騒動を想定した規定を設けた点に変化が読みとれる。

史料6の追加法に続いて、各役職の規定が記されているので、

史料7として、次に引用する。

【史料7】

郡代

先々定之通可心得、但、郷中之者共精々可加情愍、且無為指事者、領分之者江面談有間敷候、表立申渡或聞糺之節、可出会候事、

勘定奉行

先々定之通、大切之役儀可有精勤候事、

勘定頭

勝手向万端勘定之儀、無相違様可吟味、大切之役義別而無(鹿略急度可心附、且元方(金銀可預置間、受取置無間違様得与可心附、尤諸役江相渡候節、以受取書付出入念入可取計候事、

但、諸役江相渡候金銀員數元方(可申出候間、其分相心得其役(江可相渡候事、

惣奉行

諸奉行江心附可及相談、殊郷方勝手方平日取締借財等迄(、万端無油断大切(心附可勤仕候事、

代官

先々定之通、但、郷中精々可加情愍、万端郡代・惣奉行江可及相談、且元方(取納米之事可申出義も可有之間、無遲滞郷中江可令下知、且郷中訴訟之義有之候(、得与一統相談之上月番之者可取斗候、尤表立候義、郡代立会可申渡候事、但、非番之者一人立会可出席候事、元方

先々定之通可心得、取締之義、惣奉行・勘定頭取締方等江万端可及相談、且金銀者勘定頭江憶(以受取書付可預置候事、

取締方

勝手向省略万端可心附、無鹿略様可取計、但、取締悪敷時者、下(之者可及難義間、随分加憐愍万端大切(可有勤仕候事、

賄方

先(之通、但、万端無鹿略、且下(之者随分加憐愍取計可為專要、但、蔵方鎮守預可兼帶之事、

鎮守預

先(之通、但、每度供物之預失念有之候間、入念可相勤候事、

蔵方

先(之通、可心得候事、

勘定方

諸役勘定念入無間違様可相勤候事、尤一年勘定念入勘定方(而諸役勘定請書可有之、万端勘定頭江相談可有之候事、

普請方

先(之通可心得、但、職人入込之節、雖非番一人宛出勤付随万端心附可令下知候事、

納戸方・書記方

右先(之通、可心得候事、勝手方日記役

元方・代官等日記無漏脱可記置、後日為見合之間、得与相

表 2 天保5年今出川家家司の人事 (整理番号 1197 をもとに)

階層	家司名	天保4年12月処罰 → 天保5年4月処罰・人事	処罰理由	天保5年6月または9月付職務人事	非常時・立退時	近習	新旧	
1	諸大夫	山本伊豆守親道	【勘定奉行・郡代退役・差控→閉門】			近習	旧家	
2		石田豊後守吉治		旧冬より不行届	勘定奉行・惣奉行	朱印、楽掛り		
3		中川備後守任重			惣奉行見習	供方	近習	新家
4		植田長門守成徳			郡代・惣奉行	留守万端取調、楽掛り		
5	侍	湯口出羽介好直			勘定頭 (書記方御免)	供方	近習	旧家
6		上原丹波介房明			「随意動申付候」	供方	近習	新家
7		堀大和介清信	【代官・元方退役・差控→閉門】			供方	近習	新家
8	その他家司	長谷川隼人雪頭	【郷方役儀退役・差控→閉門】	取計方不行届	蔵方兼帯 (鎮守預御免)	鎮守	近習	新家
9		村上刑部		取計方不行届	天保5年4月取締役・用人格 (賄方勘定方等御免)	仏壇	近習	旧家
10		植西雅楽			勘定方・蔵方・鎮守預兼帯 (書記方御免)	供方		新家
11		山本采女明命	【奥向へ参上停止】		代官・賄方定加勢、蔵方鎮守預兼帯	雑事可被出品	近習	旧家
12		本多主殿		不愼	代官・元方 (蔵方・普請方等御免)	記録、元方書付等	准旧家	准旧家
13		堀主水			勝手方日記役	供方	近習	新家
14		長野織部			代官・元方 (納戸方御免)	留守	近習	
15		波多野正親	天保3年9月奥向へ参上停止 → 宥免		上席、勝手方日記役	留守、楽掛り	近習	准旧家
16		中村右兵衛		年数相立	普請方	蔵神宮	近習	
17		川口左衛門					近習	旧家
18	松本大炊				元方書付等	近習	新家	
19	植西右衛門						新家	
20	円山主膳			勝手方日記役	大虎犀		一代奉公	
21	村上主税			納戸方	供方、楽掛り	近習	旧家	
22	上原中務			書記方	雑事可被出品	近習	新家	
23	川口主計			書記方		近習	旧家	
24	三浦伊織							
25	伊藤昌玄							
26	片岡省記							
27	大木定司							
28	井手官司	近習席・治部と改名 一件取調掛り						
29	小笹忠治郎							
30	西知左衛門							
31	千葉甚兵衛							

* 「近習」および「旧家」「新家」の区別は拙著『近世朝廷の法制と秩序』(山川出版社)を参照。

勘其筋無相違様可記置、尤日々記置者、実名元方・代官之名等本文之跡月日之下^二記置、尤書記之後、本役^江得^与相見せ置候事、

史料7の後には、役職と定員、役料と思われる金額が明記されており、惣奉行二人（金一〇〇疋）、勘定奉行一人（金六〇〇疋）、郡代一人（金五〇〇疋）、勘定頭一人（金一両）、代官三人（金二〇〇疋）、取締方一人（金二〇〇疋）、元方三人（金一両）、勘定方一或いは二人（金二〇〇疋）、賄方三人（二石）、藏方・鎮守預兼帯祝義（南鐮一片）勝手方日記役三人・納戸方二人・書記方二人・普請方二人（金一〇〇疋）、などと記し、家司の役儀について、一新を図ろうとする意図が表されている。

さらにこの記述の後には、新人事が記されており、石田豊後守を勘定奉行・惣奉行に、中川備後守を惣奉行見習に、植田長門守を郡代・惣奉行に、湯口出羽介を勘定頭に任命するなど、各役職の人員が記されている。これを一覧にまとめたものが前頁の表2である。

表2は、これまで言及した天保四年一二月の処罰（処罰の理由を記す）と同五年四月の処罰・人事及び同五年六月または九月付けの新人事をまとめている。家司の全容は詳らかにできないが、近習であった者、旧家か新家かが明らかになつた者（准旧家もある）はその区別も記しておいたが、これにより、要職に就いた家司は、主に近習より選ばれていたことがわかる。

また、人事の記述の後には「非常之節心得」として、朱印を石田豊後守、鎮守を長谷川隼人、仏壇を村上刑部・こゆり、厳神宮を中村右兵衛、などと非常時の際の（持ち出しを含めた）

分担を明確にしており、加えて、「立退之節人数相改、鹿忽之義無之様可吟味候事、」と記して留主を波多野正親・長野織部に、供方を中川備後守・湯口出羽介・上原丹波介・堀大和介・植西雅楽・堀主水・村上主税に任すこととしている。こうした分掌も表2に記した。

史料中には「御立退有之候^ハ、予可供奉候間、御列御跡^ハ可随来、御立退有之候^ハ、主税之外、跡^ハ手明之者^ハ壹人、其御場所^ハ可来候事、」という記述や、元方書付や雑事取り出すべき品について「其余留主之内、万端可心附、若取残之品有之候^ハ、可持出、尤持出候者者、大体供^ニ可附随、但、惣^ニ臨機応変万端可取計」などと細かい規定を記して、危機対応をおこなうほか、非常時に退く場合は「南本圀寺、西三宝寺、北上加茂^江可集会候事、」などと方角別に集会所まで周到に決めていた。

おわりに

本稿では、天保期の下鳥羽村不勘定一件を考察し、庄屋らの不正に対する仕置に止まらず、今出川家司の郡代・代官ら要職を退役・閉門等に処罰するに至つたこと、村役人に対する重い処罰については、武家伝奏を通じて幕府に届け出、村役人や村方百姓らが幕府に訴え内済を求めた末、寺院の仲介を経て、当主今出川公久自らが仕置をおこない、下鳥羽村の村役人に対して処罰権を行使し、村方役人や家司らに法度を制定していたことを明らかにした²²。この一件には、幕藩制下において、

公家領主が自律的に一円支配を指向する一方で、在地支配の脆弱さを抱えていた実態がよくあらわれている。

今出川家としては、不勘定一件における家司らの綱紀肅正を旨とし、寛政期に今出川実種が編纂した「先年御条目（家内式目）」を確認するとともに、「心得方之御書付」を新たに制定して発布した。この動向は、拙稿において、すでに近世後期における家政「改革」にかかわり天保期、安政期の二つの画期を指摘しておいたが⁽²³⁾、天保期の実像の一端が、ここに明らかとなった。

最後に、不勘定一件に遡ること半世紀、天明七年（一七八七）に郡代・代官から下鳥羽村庄屋・年寄・惣百姓へ出された「定」、史料8を引用する。

【史料8】
定

- 一 農業不可有懈怠諸事、可為神妙事、
- 一 徒党ケ間敷儀不可有之候事、
- 一 借他威光蔑如地頭事、有之間敷候事、
- 一 為他所之家来分事禁止、并^ニ他所^江立入候^ハ、其旨相届差免候上可致立入候事、
- 一 一村役人等不可有私欲、或者弥地頭用并村入用私^ニ金銀借受申間敷候事、
- 一 郡代・代官等諸役人^江附届之儀、往古^ノ指定候儀者、格別心得違之音物等有之間敷事、
- 一 一村々吉凶其外参会之節、着用類并膳部等過美之儀有之間敷、万事穩便^ニ取計常々^ニ可守儉約候事、

右之条々堅可相守、若違犯之輩於有之者、急度罪科可申付候事、

右、本文七ヶ条之趣、此度被^レ仰出、仍^而村々^江令下知者也、(印)

天明七未年十一月 郡代・代官

城州紀伊郡下鳥羽村

庄屋・年寄・惣百姓^江⁽²⁴⁾

史料8では、「一村役人等不可有私欲、或者弥地頭用并村入用、私^ニ金銀借受申間敷候事、」「一郡代・代官等諸役人^江附届之儀、往古^ノ指定候儀者、格別心得違之音物等有之間敷事、」といった規定がなされ、本稿で分析した不勘定一件の遠因となりうる事態への対策がいちおう講じられていた。

史料8で着目したい点は、村役人による地頭用や村入用等をめぐる不正や、郡代・代官と村役人との馴れ合いの問題である。すなわちすでに一八世紀後半には、後年の不勘定一件を予見するかのようになり、その課題が醸成されていた。その意味でも、この「定」は郡代・代官から下鳥羽村庄屋・年寄・惣百姓へ出され、今出川家が自ら領主としての在地支配の課題への法規定をおこなっていたことがわかる⁽²⁵⁾。

村役人の重い処罰については、武家伝奏を通じて幕府側に届け出、一方で村方から幕府への出訴がなされ、かつ本圀寺による和談がなされる始末となったが、今出川家としては、村方に釘を刺し、あくまでも地頭である今出川家の領分として、「御殿政事筋外」に願い出ることを許さない認識をもっていった。

自らの「一円御趣意」を貫徹し、「御殿政事筋」を意識し、

不正をおこなった村役人や郡代・代官を処罰し、かつ村方や自らの家司へ法を制定し、領主支配を継続しようとする公家今出川家に対して、今出川家の意向を蔑ろにし、幕府の威光を楯にとつて領主支配を相対化する村方百姓らの意識もうかがえる。

下鳥羽村の場合、相給とはいっても京都代官の所領はほんの僅かであり、ほぼ今出川家による支配を受けていたことから、公家領にみられる非領主地帯の特色とはやや異なる。しかし、本研究の結果を踏まえ、他の公家領についての在地支配のあり方をどのように考えるか、さらに研究を深めていく必要がある。そして、下鳥羽村について村況を踏まえてより詳細な研究を深めるとともに、今出川領のその他の村の場合はどうであったか⁽²⁶⁾、天保期に顕在化した意味をどうとらえるか、今後さらに追究していく必要があるが、今後の課題としたい。

注

- (1) 拙著「二〇一二『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、箱石大
「一九九三」近世堂上家臣の編成形態について―清華・広幡
家の家臣を事例として―(徳川林政史研究所『研究紀要』
二七)、藤實久美子「一九九九」近世後期西園寺家の家臣―諸
大夫を中心に―(『学習院大学史料館紀要』一〇)、西村慎太郎
「二〇〇三」近世後期堂上公家勸修寺家の雑掌について―蔵人
所衆地下官人袖岡文景『家記』を事例に―(『史料館研究紀要』
三四)など。
- (2) 拙稿「二〇二三」幕末期公家の家政「改革」と家法―「菊亭文庫」
を中心に―(桜美林大学研究紀要『人文学研究』三)、同

「二〇二二」幕末期公家の家臣編成と掟―「柳原家文書」を中
心に―(桜美林大学研究紀要『人文学研究』二)。

(3) 橋本政宣「一九七八」江戸時代の禁裏御料と公家領(『日本史
の研究』一〇三、のち同「二〇二二」『近世公家社会の研究』吉
川弘文館に再録)。

(4) 井ヶ田良治「一九七八」江戸時代における公家領の支配構造(『
同志社法学』一五三)。

(5) 神崎彰利氏「一九八一」近世における公家領の構造―久世家領
を中心に―(『明治大学刑事博物館年報』一二)。近年では、野
村玄「二〇一〇」延宝期の公家領主と幕府上方支配機構(『論
集きんせい』三二、のち同「二〇一五」『天下人の人格化と天皇』
思文閣出版に再録)が公家の領主意識や幕府の公家領に対する
認識が解明されていないことや、公家が領主として地方知行に
こだわった実態を明らかにしている。

(6) 水本邦彦「一九九三年」近世の郷村自治と行政(『東京大学出版会』)

(7) 田中淳一郎「一九九五」近世在地領主と相給村落(『日本社会
の史的構造近世・近代』思文閣出版)。

(8) 平塚理子「二〇一〇」京都近郊豪農と門跡寺院(『資料館紀要』
三八、京都府立総合資料館)、尾脇秀和「二〇一四」近世京都
近郊の村と百姓(『思文閣出版』尾脇氏は、村方百姓が公家・寺
院領主に対する侮蔑意識を抽出している。このほか、京都府向
日市編さん委員会編「一九八五」『向日市史』下や長岡京市編さ
ん委員会編「一九九七」『長岡京市史』本文編二なども公家領に
おける村方運営が分析されている)。

(9) 山田淳平「京郊地域からみた近世寺社領・公家領の性格―嵯峨―境

内」を中心に―(日本史研究会例会、二〇二二年二月五日)。

(10) 平松義郎「一九六〇」『近世刑事訴訟法の研究』創文社。

(11) 小島信泰「二〇一六」『日本法制のなかの国家と宗教』創文社。

(12) 「菊亭文庫」には、分析対象とする記録一九九冊が、天保二年から明治七年までの「日次記」(整理番号一一八九―一三五六)、明治八年から明治三〇年までの「日記」「日誌」「御日記簿」(整理番号一三五七―一三八七)が残っており、前者の幕末期のものは今出川家諸大夫・侍の記した役所日記である(後者には、当主や当主妻の日記等を含む)。

(13) 文化一三年においても同石高(京都市歴史博物館蔵「伊藤(英)家文書」七四)である。

(14) 「山口家文書」五五(京都市編「一九九二」『史料 京都の歴史』一六、三六四頁、平凡社)。文化五年時も同石高である(伊藤(英)家文書」七三)。

(15) 前掲『史料 京都の歴史』一六、三四四頁。

(16) 詳細は把握できていないが、京都府立京都学・歴史館所蔵「大沢家文書」の文化一一年「引当証文之事」には、村役人と連名して問屋又左衛門と問屋忠次郎の名が記されており、年頭には「侍分・庄屋・年寄・御用達」が拝礼に来ているなど、侍分の問屋大沢家が村役人と一体となって動いていたことがわかる。

(17) 「伊藤英夫氏所蔵文書」五六(前掲『史料 京都の歴史』一六、三六五頁)。

(18) 「京都府地誌」六三(前掲『史料 京都の歴史』一六、三七〇頁)。

(19) 母は鷹司致子、祖父は関白鷹司輔平(閑院宮直仁親王王子)で

ある。

(20) 国立公文書館内閣文庫所蔵「国長卿記」一六三―一二二、東京大学史料編纂所所蔵「公式御用日記」徳大寺家本一、二七―一一二。

(21) 前掲拙著『近世朝廷の法制と秩序』を参照。

(22) 庄屋の横暴な行為の背景に、地頭方役人との結びつき、領主への訴えが通らない村方の状況も指摘されている(長岡京市史編さん委員会編「一九九七」『長岡京市史』本文編二、一九五頁)。

(23) 前掲拙稿「幕末期公家の家政「改革」と家法―「菊亭文庫」を中心に―」。

(24) 「鳥羽大沢家文書」四―T―三六(京都府立京都学・歴史館所蔵)。

(25) 調子村では、賭事の禁止や寄合酒盛りの禁止などの規定が、嘉永五年(一八五二)に正親町家から発令されたことが指摘されている(長岡京市編さん委員会編「一九九七」『向日市史』本文編二、八八頁)。

(26) 下植野村における今出川家の所領の場合、全村高七一三石余のうち二七三石を占め、村方三役を揃える地方支配の体制をもっていることが指摘されている(大山崎町史編纂委員会編「一九八三」『大山崎町史』本文編、三四七頁)。

付記

専修大学図書館には、「菊亭文庫」の閲覧にあたって大変御世話になった。記して謝意を表したい。

なお本研究は、JSPS 科研費23K00822「幕末維新期の公家「家政」に関する基礎的研究」(研究代表者・田中暁龍)の助成を受けたものである。